

令和4年5月

農業者年金受給権者の皆様へ

独立行政法人農業者年金基金

## 農業者年金に係る届出の提出について（お願い）

農業者年金を受給している方は、毎年6月1日現在において、引き続き年金を受給する資格があるか否かを確認するため、6月中に農業者年金受給権者現況届（以下「現況届」といいます。）の提出が必要になります。

しかしながら、受給権者の方が死亡している又は経営移譲年金、特例付加年金の支給停止事由に該当しているなどの理由により、農業者年金の支払いが保留となっておりますが、必要な届出が提出されておられません。

つきましては、下記1から3のうち、該当する手続きを行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、既に、必要な届出をご提出いただいている場合は、この案内との行き違いとなりますので、ご容赦ください。

### 記

#### 1 受給権者の方が死亡している場合（ご遺族の方へのお願い）

現況届の提出は不要です。ご遺族の方が、最寄りのJA（農業協同組合）で、「農業者年金死亡関係届出書」（様式第K31号の1又は2）の手続きをお願いします。

なお、この届出には、受給権者の方の死亡年月日等が確認できる「戸籍謄本」等の添付が必要になりますので、事前に最寄りのJA（農業協同組合）又は農業委員会にお問合せください。

#### 2 経営移譲年金又は特例付加年金の支給停止事由に該当している場合

お住まいの住所地にある市区町村役所（場）内の農業委員会にご相談の上、経営移譲年金又は特例付加年金の「支給停止事由該当届」（様式第57号又は様式第K51号）の手続きをお願いします。

また、引き続き農業者老齢年金を受給していただくため、農業者老齢年金用の現況届（「農業者年金受給権者現況届（手書き用）」）を、農業委員会へ提出してください（経営移譲年金のみを受給している場合は、現況届の提出は不要です。）。

##### 〈主な支給停止事由について〉

- ① 新たに農地等を取得するなどして、受給権者の方が農業経営を再開した
- ② 後継者に貸し付けている農地等の返還を受けた
- ③ 農地等を宅地又は事業用地等に転用した

※ この他にも、経営移譲年金又は特例付加年金の支給停止事由に該当する場合があります。

#### 3 上記1及び2に該当しない場合

農業者年金を受給していただくため、お住まいの住所地にある市区町村役所（場）内の農業委員会に、同封の現況届を提出してください。

##### 【お問合せ先】

お住まいの住所地にある市区町村役所（場）の農業委員会にお問合せください。

独立行政法人農業者年金基金

専門相談員 電話 03-3502-3199

業務部給付課 電話 03-3502-3945

ホームページアドレス <https://www.nounen.go.jp/>

